

『注釈銃砲刀剣類所持等取締法〔第2版〕』訂正と補足

本書下記箇所に戻りがありました。訂正し、お詫びいたします。

該当箇所	誤	正
460頁 上から14行目	バネ、ネジ、ピン等は鉄や銅等で作らざるを得ないので、規則により指定された部分（銃身、機関部体、引き金、撃鉄、回転弾倉、尾筒、スライド及び遊底）以外の部分がこの基準を超える硬さの金属で作られていても、その他の部分と同基準以下の硬さの金属で作られていれば模擬銃器に該当する。	バネ、ネジ、ピン等は鉄や銅等で作らざるを得ないので、規則により指定された部分（銃身、機関部体、引き金、撃鉄、回転弾倉式けん銃の撃針、回転弾倉、尾筒、スライド及び遊底に相当する部分）以外の部分がこの基準を超える硬さの金属で作られていても模擬銃器には該当しない。
466頁 上から8行目	……有償譲渡をいう。反復の意思をもってする限り、一人に対する1回の販売も譲渡に当たる。事業者で……	……有償譲渡をいう。反復の意思をもってする限り、一人に対する1回の有償譲渡も販売に当たる。事業者で……

本書下記箇所について補足いたします。

該当箇所	補足内容
317頁 上から1行目 の下に追加	この者が射撃練習を行おうとするときは、都道府県公安委員会から練習資格認定証の交付を受けなければならない（本条Ⅱ）。 練習資格認定証の交付を受けない場合は、練習用備付け銃を使用することができない（法9の11Ⅱによる9の7Ⅴの準用）。
317頁 上から5行目 の下に追加	この者が射撃練習を行おうとするときは、都道府県公安委員会から練習資格認定証の交付を受けなければならない（本条Ⅱ）。